



エリア情報調査票について

この度、エリア情報調査票をお願いする目的は、昨今、マスコミで取り上げられている商業ドローンの動きに対応するためのものです。マスコミ等でご存じの通り、商業用ドローンの分野ではドローン関連の法改正がすすみ、レベル3, レベル4の実証実験が全国的に始まっています。日本航空協会（JAA）では国土交通省を通じ、商業ドローン各社に対し、すでに全国で活動している航空スポーツ活動領域を明示し、共有する動きがでています。

日本パラモーター協会（JPMA）としてもこの動きに賛同し、パラモーターの活動領域を早急に示していくことが、必要と考えています。スクール、クラブにかかわらず、このエリア情報を早急にまとめ、日本航空協会、更には国土交通省航空局へ提示してまいりたいと考えていますのでご理解、ご協力をお願い申し上げます。

既に航空スポーツの飛行空域については提示要請があり、他団体も動いております。

つきましては、別紙の「**エリア情報調査票**」にご記入いただき、JPMA 事務局宛にご返送ください。

（メール・郵送可）

レベル3：無人地帯における目視外飛行

レベル4：有人地帯における目視外飛行

ドローンはレベル3（無人地帯における目視外飛行）レベル4（有人地帯での目視外飛行）の実証実験が進んでいることから、早急にパラモーターの空域の明確化を進めてまいります。

「エリア情報調査票」

ご返送期日 2023年6月11日（日）まで

尚、恐縮ですが、お送りいただく資料は、できましたらFAXではなくご郵送またはメール添付でいただきますと、こちらでもたいへん助かります。

どうぞ、今後共よろしくお願ひします。御不明な点はご連絡ください。

NPO法人日本パラモーター協会 / J P M A

〒293-0006 千葉県富津市下飯野1387-2

T E L & F A X 0439-32-1726

<http://www.paramotorjapan.jp> office@paramotorjapan.jp

